

三重県地球温暖化対策総合計画の改定について

地球温暖化対策課

1 計画改定の背景

(1) 国際的な動向

- 2016年に発効した2020年以降の気候変動問題に関する国際枠組みであるパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃に抑えるための努力を継続すること、このために世界全体で今世紀後半のカーボンニュートラル達成をめざすこと等を定めています。
- 2021年8月に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書「第6次評価報告書 第1作業部会報告書」によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと、今世紀末には世界の平均気温は最大で5.7℃上昇、海面水位は最大で101cm上昇すると予測されています。
- 英国・グラスゴーで昨年末に開催された第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、パリ協定の長期気温目標と比べ一歩踏み込んだ「気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」とした成果文書を採択しました。
- GSIA (Global Sustainable Investment Alliance) の統計報告書によると、2020年の世界のESG投資総額は全体で35兆3千億ドルに達し、2018年の総額からは15%、2016年の総額からは55%の増加となりました。

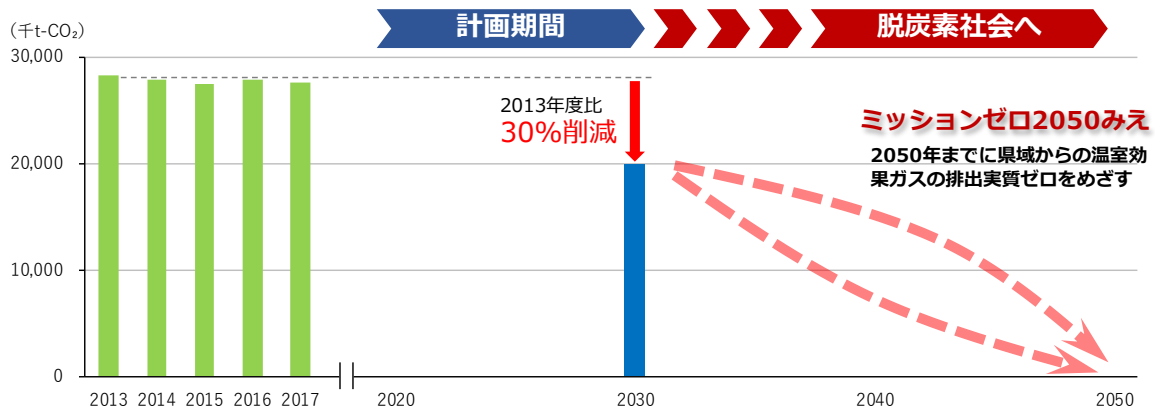
(2) 国内の動向

- 日本は、2021年4月に、2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、地方公共団体実行計画における施策の実施に関する目標の追加、地域脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設などを盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が2021年5月に成立しました。
- これらを踏まえ、同年10月22日に「日本のNDC（国が決定する貢献）」を国連気候変動枠組条約事務局に提出するとともに、「地球温暖化対策計画」及び「第6次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

(3) 三重県の取組状況

- 本県では、地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021年度から2030年度までの10年間）を2021年3月に策定しました。
- この計画では、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざすとともに、「2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を2013年度比で30%削減」という目標を掲げ、「再生可能エネルギーの利用促進」、「脱炭素経営の促進」、「COOL CHOICE（クールチョ

イス)の推進」などの取組を進めてきたところです。



2 計画改定の概要

(1) 趣旨

国内外の動向を踏まえ、削減目標の見直しなど 2050 年の脱炭素社会実現に向け対策を強化・加速する必要があることから、現行の三重県地球温暖化対策総合計画を改定します。

(2) 方向性

改正地球温暖化対策推進法への対応や、国の「地球温暖化対策計画」との整合にも留意し、次のような視点から検討を進めていきます。

また、地球温暖化対策の取組は、多くの部局が関わることから、関係所属の意見を聴くとともに、随時検討部会を設置するなどし取組の検討を行います。

- 国の目標と整合した県域から排出される温室効果ガスの削減目標
- 温室効果ガス排出量の削減等を行うための新たな施策
- 施策ごとの実施に関する目標
- その他気候変動への適応、三重県庁の取組等の必要な見直し

(3) 計画期間

改定計画の決定日から 2030 年度までとします。

3 今後のスケジュール（案）

令和 4 年	3 月	三重県環境審議会へ諮問 部会の設置
	9 月～12 月	三重県環境審議会（中間案） 中間案パブリックコメント 市町等への意見照会
令和 5 年	1 月～2 月	三重県環境審議会（最終案） 三重県環境審議会から答申
	3 月	計画改定